報告第７号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和４年１１月３０日提出

渋川市長　髙　木　　勉

専　決　処　分　書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和４年９月９日午後２時ごろ、渋川市伊香保町伊香保字香湯６番地１大江戸温泉物語駐車場に隣接している市道２－２１３４号線において、建設交通部土木維持課職員及び会計年度任用職員が草刈り作業をしていたところ、使用していた刈払機により飛ばされた飛来物が当該駐車場に駐車していた[redacted]氏の所有する軽自動車（[redacted]）の後部座席右側後方窓ガラスに当たり、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成２６年１２月１１日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和４年１０月２８日

渋川市長　髙　木　　勉

１　和解の内容

当事者　甲　渋川市長　髙　木　　勉

乙　[redacted]

（１）　甲は乙に対し、車両修理費１８，８１０円を支払う。

（２）　甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

２　損害賠償額

１８，８１０円